

1. 事業の必要性・概要

2010年以降5回にわたる政府間交渉委員会の結果、本年1月に「水銀に関する水俣条約」として条文案が合意された。この条約は、水銀の供給・使用から排出・廃棄に至るすべてのライフサイクルにわたって国際的に規制を進めようとするもので、本年10月に熊本市・水俣市で開催される外交会議で署名・採択される予定である。日本は、水俣病の経験国として積極的に条約交渉に参加してきたところ、引き続き同条約の早期発効による国際的な水銀対策の推進に大きな役割を果たすことが重要である。

2. 事業計画（業務内容）

○ 我が国水銀対策手法の国際展開 105百万円（0百万円）

水銀使用量の多い途上国を中心とする国際的な水銀対策の推進に貢献するため、我が国の水銀管理技術・手法の国際展開を図る。

具体的には、

- ① 我が国の水銀管理技術の海外での実施に関する実現可能性調査（F/S調査）をモデル事業として実施、
- ② 国連環境計画（UNEP）、国内及び途上国から専門家や政策担当者を集めたモデルケースとしてのワークショップを開催し、我が国の持つ水銀対策に関する知見を広く共有する。

○ 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討 52百万円（52百万円）

水銀に関する水俣条約の採択後も、①数年後の条約発効までの暫定措置や、②条約発効後に開催される第1回締約国会議で採択予定の「利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行」（BAT/BEPP）等に関する各種ガイドライン、ガイダンスの具体的な内容、③その他条約の具体的な運用のためのルール作りについて国際交渉が継続する見込みである。

これらの議論に際して我が国から国際ルール等に関する提案を行うべく、所要の調査・検討を行う。また、併せて我が国の水俣条約締結に向けて、国内担保措置の準備を着実に進める。

○ アジアにおける水銀測定・濃度予測の推進 23百万円（23百万円）

経済成長が著しいアジア太平洋地域からの水銀の大気への排出は、世界の

約 5 割を占め、我が国への影響も懸念される。このため、

- ① 国境を越えて我が国に流入する水銀等の状況を把握するため高精度のバックグラウンド濃度常時監視の継続、
- ② 長距離拡散・移動・蓄積モデルを用いたアジア太平洋地域での水銀の排出量及び環境中濃度の推計及び排出削減対策の効果の予測、

を実施する。

さらに、2014 年より開始されることが決定された水銀の共同モニタリングの国際的プロジェクトへ参加し、我が国の持つモニタリング技術の国際展開に向け戦略的なモニタリング体制の検討・情報発信等を実施する。

○ 水俣条約発効暫定期間に係る国連環境計画等拠出金

8 2 百万円（0 百万円）

政府間交渉委員会第 5 回会合において我が国が表明した、条約発効までの期間における 100 万ドル規模の資金拠出を着実に実施し、途上国における法整備支援及び政府担当者のキャパシティビルディングを行うことにより、各途上国の条約締結に向けた取り組みを促進し、ひいては条約の早期発効を促す。

3. 施策の効果

本施策により、国際的には、①アジアをはじめとする途上国の「水俣条約」の締結の促進と、②詳細な国際ルール作り等国際的な水銀対策の推進を図るとともに、国内においては、③条約制定から数年後に予想される条約発効に向けて、国内担保措置の準備を着実に進める。

水俣条約早期発効に向けた対応

平成26年度概算要求額 262百万円(75百万円)
支出予定先 国際機関、民間団体等

- 本年1月、地球規模の水銀汚染の防止に向け、政府間交渉委員会において条約条文案に合意。条約名称が「水銀に関する水俣条約」に決定。
- 我が国は、水俣病の経験国として積極的に条約交渉に参加。
- 条約の採択・署名のための外交会議を本年10月9日(水)から11日(金)に熊本市・水俣市で開催。環境大臣が議長を務める予定。



水俣条約早期発効に向けた対応

引き続き、水俣条約の早期発効による国際的な水銀対策の推進に貢献

1. 水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討

条約の具体的な運用のためのルール作りへの参画や、国内対策のための調査・検討

2. アジアにおける水銀測定・濃度予測の推進

高精度のバックグラウンド濃度常時監視、長距離拡散・移動・蓄積モデルを用いた濃度予測

3. 我が国水銀対策手法の国際展開

水銀管理技術の海外展開に関する実現可能性調査、水銀対策の知見の共有

4. 水俣条約発効までの暫定期間に係る国連環境計画等への拠出

条約の早期発効を目指し、途上国の条約締結に向けた取り組みを促進